

『廃虚の写真は模倣』

写真家作品集差し止め提訴

写真家の丸田祥三： → 写真家の小林伸一郎

廃虚や廃線の写真を個展や写真集で発表

写真集の販売差し止めと約六百万円の損害賠償

足尾銅山

- ◆ 足尾銅山付近の建物（栃木県）
- ◆ 旧丸山変電所（群馬県）
- ◆ 大仁金山付近の建物（静岡県）



同じ被写体で似た構図の写真

「長い時間をかけて文献などを調べて被写体を探し出し
現地に何度も足を運んで構図や撮影時期を選んでおり
高い創造性がある」

2009年1月10日 東京新聞

著作権侵害の有無について

知財高裁230510

- **撮影方向は**左方向からか 右方向からかで異なる
 - **撮影時期が異なる**ことから、写し込まれている対象も相違している
 - **撮影対象自体**に本質的特徴があるということとはできない
- 被告写真をもって原告写真の翻案であると認めることはできない

廃墟写真を作品として取り上げることは写真家としての構想であり、控訴人がその**先駆者**であるか否かは別としても、**既存の建築物**である以上、**撮影することが自由な廃墟**を撮影する写真に対する法的保護は、著作権及び著作者人格権を超えて認めることは原則としてできないというべきである。

平成24年2月16日上告棄却